

日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

東京都公報

発行  
東京都

規則

特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則を公布する。  
令和七年三月三十一日

○東京都規則第七十七号

## 特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

## ○東京都太田記念館管理規則の一部を改正する規則

○東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（生活文化スポーツ局都民安全推進部都民安全課）

（生活文化スポーツ局私学部私学振興課）……………（生活文化スポーツ局私学部私学振興課）……………

## ○私立学校法施行細則の一部を改止する規則

○東京都いじめ問題調査委員会規則の一部を改正する規則……………(同)…

○ 東京都江戸東京博物館条例施行規則の一部を改正する規則……………  
(三話てんじやく、) 第二章 業務等の規則(第2章)

○東京都美術館条例施行規則の一部を改正する規則……………(同)…四

○ 東京都現代美術館条例施行規則の一部を改正する規則……………(同)…

○東京文化会館及び東京芸術劇場条例施行規則の一部を改正する規則……………(同)…

## ○ 東京都障害者スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則

（生活文化スポーツ局スポーツ施設部経営企画課）：

この規則は、令和七年四月一日から施行する。  
東京都太田記念館管理規則の一部を改正する規則を公布する。  
令和七年三月三十日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第七十八号

## 東京都太田記念館管理規則の一部を改正する規則

東京都方日誌飲食管理規則（令第25号東京都規則第25号）の一部を次の通り改

第十条及び第十六条中「生活文化スポーツ局長」を「生活文化局長」に改める。

附  
目

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

第十条及び第十六条中「生活文化スポーツ局長」を「生活文化局長」に改める。

東京都太田記念館管理規則（平成二年東京都規則第二十五号）の一部を次のように改する。

東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第七十九号

東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則(平成十六年東京都規則第九十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「生活文化スポーツ局長」を「生活文化局長」に、「生活文化スポーツ局生活安全担当局長」を「都民安全総合対策本部長、スポーツ推進本部長」に改める。

第二条の四中「生活文化スポーツ局生活安全担当局長」を「都民安全総合対策本部長」に改める。

第二条の六中「生活文化スポーツ局都民安全推進部都民安全課」を「都民安全総合対策本部総合推進部都民安全課」に改める。

第三条第三項中「生活文化スポーツ局生活安全担当局長」を「都民安全総合対策本部長」に改める。

第十条第一項中「生活文化スポーツ局」を「都民安全総合対策本部」に改める。

第十一条第一項第一号中「生活文化スポーツ局生活安全担当局長」を「都民安全総合対策本部長」に改め、同項第三号中「生活文化スポーツ局都民安全推進部長」を「都民安全総合推進部長」に改める。

第十二条中「生活文化スポーツ局都民安全推進部都民安全課長」を「都民安全総合対策本部長」に改める。

第十三条中「生活文化スポーツ局生活安全担当局長」を「都民安全総合対策本部長」に改める。

第十四条中「生活文化スポーツ局都民安全推進部都民安全課」を「都民安全総合対策本部総合推進部都民安全課」に改める。

第三十一条中「生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課」を「都民安全総合対策本部総合推進部若年支援事業課」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都育英資金条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第八十号

東京都育英資金条例施行規則の一部を改正する規則

東京都育英資金条例施行規則(平成十七年東京都規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項後段を削る。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

私立学校法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第八十一号

私立学校法施行細則の一部を改正する規則

私立学校法施行細則(昭和二十五年東京都規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「東京都生活文化スポーツ局私学部」を「東京都生活文化局私学部」に改める。

第十三条中「東京都生活文化スポーツ局私学部」を「東京都生活文化局私学部」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都いじめ問題調査委員会規則の一部を改正する規則を公布する。  
令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

◎東京都規則第八十二号

## 東京都いじめ問題調査委員会規則の一部を改正する規則

東京都いじめ問題調査委員会規則（平成二十六年東京都規則第百三号）の一部を次のように改正する。

第八条中「生活文化スポーツ局」を「生活文化局」に改め、同条に次のただし書きを加える。

ただし、いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第三十条第一項に規定する調査に係る委員会の庶務は、都民安全総合対策本部において処理する。

この規則は令和七年四月一日から施行する。

東京都江戸東京博物館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

東京都江戸東京博物館条例施行規則（平成五年東京都規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「東京都生活文化スポーツ局長」を「東京都生活文化局長」に改める。  
別記第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

●東京都規則第八十三号

東京都江戸東京博物館条例施行規則の一語を改正する規則

東京都知事 小池百合子

令和七年三月三十日

1

東京都立公園・東京博物館施設及び附属施設利用申請書		No.	
使用の目的	事業の名称	参加予定者数	
入場料の有無	(有料の場合)	入場料金	1人 円
施設	使用施設及び附帯設備	使用日	使用時間
附帯設備	電源設備 ( k w)		
上記のとおり使用したいので、使用計画書を添えて申請します。			
年 月 日 殿			
申請者 郵便番号	〒 -		
団体名 氏名又は代表者名			
連絡先電話番号			

第2号様式(第4条関係)

東京都江戸東京博物館施設及び附帯設備使用承認書			
使用の目的			
事業の名称	参加予定者数		
入場料の有無	(有料の場合)	入場料金	1人 円
使用施設及び附帯設備		使用日	使用時間
施設			
附帯設備	電源設備 ( k w)		
住所	〒 -		
氏名又は団体名			
使用条件その他の	東京都江戸東京博物館条例 第5条第1項及び第15条第2項第1号 の規定により 上記のとおり承認します。		
使用承認番号			

附則  
この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都美術館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

### ●東京都規則第八十四号

東京都美術館条例施行規則の一部を改正する規則

東京都美術館条例施行規則(平成十四年東京都規則第百九号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「東京都生活文化スポーツ局長」を「東京都生活文化局長」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都現代美術館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

### ●東京都規則第八十五号

東京都現代美術館条例施行規則の一部を改正する規則

東京都現代美術館条例施行規則(平成十四年東京都規則第百十号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「東京都生活文化スポーツ局長」を「東京都生活文化局長」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都写真美術館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

## ●東京都規則第八十六号

東京都写真美術館条例施行規則の一部を改正する規則

東京都写真美術館条例施行規則（平成二年東京都規則第九十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「東京都生活文化スポーツ局長」を「東京都生活文化局長」に改める。

## 附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都庭園美術館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

## ●東京都規則第八十七号

東京都庭園美術館条例施行規則の一部を改正する規則

東京都庭園美術館条例施行規則（令和二年東京都規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「東京都生活文化スポーツ局長」を「東京都生活文化局長」に改める。

## 附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都文化会館及び東京芸術劇場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

## ●東京都規則第八十八号

東京都文化会館及び東京芸術劇場条例施行規則の一部を改正する規則

一部を次のように改正する。

第十四条中「東京都生活文化スポーツ局長」を「東京都生活文化局長」に改める。

## 附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都障害者スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

## ●東京都規則第八十九号

東京都障害者スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則

東京都障害者スポーツセンター条例施行規則（昭和五十九年東京都規則第百一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「東京都生活文化スポーツ局長」を「東京都スポーツ推進本部長」に、

「局長」を「本部長」に改める。

第二条第二項、第三条、第七条、第八条、第十一条及び別表第一備考三中「局長」を「本部長」に改める。

別記第四号様式中「東京都生活文化スポーツ局長」を「東京都スポーツ推進本部長」に改める。

## 附 則

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都障害者スポーツセンター条例施行規則別記第四号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

## ●東京都規則第九十号

東京都スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則

東京都スポーツ施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「東京都生活文化スポーツ局長」を「東京都スポーツ推進本部長」に改める。

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

附 則

東京ウイメンズプラザ条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第九十一号

東京ウイメンズプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

東京ウイメンズプラザ条例施行規則(平成七年東京都規則第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十一條中「生活文化スポーツ局長」を「生活文化局長」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

発行 東京  
電話 ○三(五三三二)一一一(代) 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
郵便番号 163-8001  
定価 一本号  
一箇月 六、六〇〇円 三〇円  
(郵送料を含む)  
印刷所 三 鈴 印 刷 株 式 会 社  
電話 ○三(五二七六)〇八一一(代) 東京都千代田区神田神保町二丁目三十三番地一  
郵便番号 101-0051